

令和8年(2026年)5月18日

報道機関各位

北海道縦貫自動車道建設促進道南地方期成会  
函館・江差自動車道早期建設促進期成会  
函館広域幹線道路整備促進期成会  
松前半島道路建設促進期成会  
事務局長 函館市土木部長 春山 英之

令和8年度 北海道縦貫自動車道建設促進道南地方期成会ほか  
3期成会 総会の開催について

このことについて、下記により開催しますので、報道についてよろしく  
お願いします。

#### 記

1. 日 時 5月20日(水) 13時00分～13時55分
2. 場 所 ホテル函館ロイヤルシーサイド  
2階「ゴールデンホール」
3. 主 催 者 期成会事務局
4. 内 容 (1)令和7年度事業報告, 収支決算について  
(2)令和8年度事業計画(案), 収支予算(案)について  
(3)規約の改定について  
(4)その他
5. 添付資料 各期成会規約および名簿
6. その他 当日, 取材を希望される方は, 下記担当者までお知らせ  
下さい。

(担当: 高規格道路整備推進室 石橋・東 TEL 21-3427)

## 北海道縦貫自動車道建設促進道南地方期成会名簿

役員	団体名	職名	氏名
顧問	渡島総合振興局	局長	本田 晃
顧問	檜山振興局	局長	竹本 広幸
会長	函館市	市長	大泉 潤
	函館市議会	議長	吉田 崇仁
理事	北斗市	市長	池田 達雄
	松前町	町長	若佐 智弘
	福島町	町長	鳴海 清春
	知内町	町長	西山 和夫
	木古内町	町長	鈴木 慎也
副会長	七飯町	町長	杉原 太
	鹿部町	町長	盛田 昌彦
理事	森町	町長	岡嶋 康輔
理事	八雲町	町長	萬谷 俊美
監事	長万部町	町長	木幡 正志
副会長	江差町	町長	照井 誉之介
	上ノ国町	町長	工藤 昇
理事	厚沢部町	町長	佐藤 正秀
理事	乙部町	町長	寺島 努
理事	奥尻町	町長	新村 卓実
監事	今金町	町長	中島 光弘
	せたな町	町長	河原 泰平
	渡島町村議会議長会	会長	伊藤 幸司
	檜山町村議会議長会	会長	鈴木 祥司
副会長	函館商工会議所	会頭	久保 俊幸
	森商工会議所	会頭	伊藤 新吉
	北海道渡島管内商工会連合会	会長	川又 修治
	北海道檜山管内商工会連合会	会長	櫻井 明雄
	道南地区農業協同組合長会	会長	小田島 親守
	渡島管内漁業協同組合長会	会長	上見 孝男
	ひやま漁業協同組合	代表理事組合長	工藤 幸博

※役員任期は、令和9年度（2027年度）の総会までとなっております。

# 北海道縦貫自動車道建設促進道南地方期成会規約

(名 称)

第1条 本会は、北海道縦貫自動車道建設促進道南地方期成会（以下「期成会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 期成会は、道南地方における北海道縦貫自動車道の整備促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 期成会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1)国会、関係官公庁その他関係機関に対する要望および陳情
- (2)その他期成会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 期成会は、渡島・檜山管内の市町村および期成会の目的に賛同する団体をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 役員は、総会において選任し、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、これらの役員に欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、期成会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 理事は、期成会の主要事項の審議および会務の運営にあたる。
- 6 監事は、期成会の会計を監査する。

(顧 問)

第6条 期成会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第3条の事業に関し意見を述べるができる。

(会 議)

第7条 期成会の会議は、書面により実施する。ただし、会長は、招集の必要があると認めるときは、対面による会議を行う。

- 2 会長は、必要に応じて、その他の媒体を利用した会議を行うことができる。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(専門部会等)

第8条 期成会は、特定の事項について、専門部会および協議会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の組織および運営については、会長が定める。

(経 費)

第 9 条 期成会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会計監査)

第 10 条 会計の監査は、原本証明を付した原本の写しを送付することにより行うものとする。ただし、監事が必要と認める場合は、原本による監査を行う。

(事務局)

第 11 条 期成会の事務局は、会長に選任された会員の担当部署に置き、会長が必要な職員を委嘱する。

(会長への委任)

第 12 条 この規約に定めるもののほか、期成会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和 5 3 年 9 月 1 6 日から施行する。

附 則

この規約は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 1 5 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。

## 函館・江差自動車道早期建設促進期成会名簿

役 員	団 体 名	職 名	氏 名
顧 問	渡島総合振興局	局 長	本 田 晃
顧 問	檜山振興局	局 長	竹 本 広 幸
会 長	函 館 市	市 長	大 泉 潤
副 会 長	北 斗 市	市 長	池 田 達 雄
	松 前 町	町 長	若 佐 智 弘
	福 島 町	町 長	鳴 海 清 春
	知 内 町	町 長	西 山 和 夫
監 事	木古内町	町 長	鈴 木 慎 也
	七 飯 町	町 長	杉 原 太
	鹿 部 町	町 長	盛 田 昌 彦
	森 町	町 長	岡 嶋 康 輔
	八 雲 町	町 長	萬 谷 俊 美
	長 万 部 町	町 長	木 幡 正 志
副 会 長	江 差 町	町 長	照 井 誉 之 介
	上ノ国町	町 長	工 藤 昇
	厚 沢 部 町	町 長	佐 藤 正 秀
	乙 部 町	町 長	寺 島 努
	奥 尻 町	町 長	新 村 卓 実
	今 金 町	町 長	中 島 光 弘
	せ た な 町	町 長	河 原 泰 平

※役員任期は、令和9年度（2027年度）の総会までとなっております。

## 函館・江差自動車道早期建設促進期成会規約

(名 称)

第1条 本会は、函館・江差自動車道早期建設促進期成会（以下「期成会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 期成会は、函館・江差自動車道の整備促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 期成会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 国会、関係官公庁その他関係機関に対する要望および陳情
- (2) その他期成会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 期成会は、渡島・檜山管内の市町村をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	2 名
監 事	1 名

- 2 役員は、総会において選任し、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、これらの役員に欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、期成会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、期成会の会計を監査する。

(顧 問)

第6条 期成会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第3条の事業に関し意見を述べることができる。

(会 議)

第7条 期成会の会議は、書面により実施する。ただし、会長は、招集の必要があると認めるときは、対面による会議を行う。

- 2 会長は、必要に応じて、その他の媒体を利用した会議を行うことができる。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(専門部会等)

第8条 期成会は、特定の事項について、専門部会および協議会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の組織および運営については、会長が定める。

(経 費)

第9条 期成会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会計監査)

第10条 会計の監査は、原本証明を付した原本の写しを送付することにより行うものとする。ただし、監事が必要と認める場合は、原本による監査を行う。

(事務局)

第11条 期成会の事務局は、会長に選任された会員の担当部署に置き、会長が必要な職員を委嘱する。

(会長への委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、期成会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和60年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、昭和63年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月6日から施行する。

## 函館広域幹線道路整備促進期成会名簿

役員名	団体名	職名	氏名
会長	函館市	市長	大泉潤
副会長	北斗市	市長	池田達雄
	七飯町	町長	杉原太
監事	鹿部町	町長	盛田昌彦
	森町	町長	岡嶋康輔
	厚沢部町	町長	佐藤正秀

※役員任期は、令和9年度（2027年度）の総会までとなっております。

## 函館広域幹線道路整備促進期成会規約

(名 称)

第1条 本会は、函館広域幹線道路整備促進期成会（以下「期成会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 期成会は、函館圏およびその近隣の地域における幹線道路の整備促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 期成会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 国会、関係官公庁その他関係機関に対する要望および陳情
- (2) その他期成会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 期成会は、函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町および厚沢部町をもって組織する。

(役 員)

第5条 期成会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
監 事	1 名

- 2 役員は、総会において選任し、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、これらの役員に欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、期成会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、期成会の会計を監査する。

(顧 問)

第6条 期成会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第3条の事業に関し意見を述べるることができる。

(会 議)

第7条 期成会の会議は、書面により実施する。ただし、会長は、招集の必要があると認めるときは、対面による会議を行う。

- 2 会長は、必要に応じて、その他の媒体を利用した会議を行うことができる。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(専門部会等)

第8条 期成会は、特定の事項について、専門部会および協議会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の組織および運営については、会長が定める。

(経 費)

第9条 期成会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会計監査)

第10条 会計の監査は、原本証明を付した原本の写しを送付することにより行うものとする。ただし、監事が必要と認める場合は、原本による監査を行う。

(事務局)

第11条 期成会の事務局は、会長に選任された会員の担当部署に置き、会長が必要な職員を委嘱する。

(会長への委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、期成会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成17年10月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月6日から施行する。

## 松前半島道路建設促進期成会名簿

役員名	団体名	職名	氏名
顧問	渡島総合振興局	局長	本田 晃
会長	函館市	市長	大泉 潤
	北斗市	市長	池田 達雄
副会長	松前町	町長	若佐 智弘
監事	福島町	町長	鳴海 清春
	知内町	町長	西山 和夫
	木古内町	町長	鈴木 慎也

※役員任期は、令和9年度（2027年度）の総会までとなっております。

# 松前半島道路建設促進期成会規約

(名 称)

第1条 本会は、松前半島道路建設促進期成会（以下「期成会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 期成会は、松前半島道路および松前町から木古内町までの地域における幹線道路の整備促進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 期成会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1)国会、関係官公庁その他関係機関に対する要望および陳情
- (2)その他期成会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第4条 期成会は、松前町、福島町、知内町、木古内町、函館市、および北斗市をもって組織する。

(役 員)

第5条 期成会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
監 事	1 名

- 2 役員は、総会において選任し、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、これらの役員に欠員が生じた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長は、期成会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、期成会の会計を監査する。

(顧 問)

第6条 期成会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、第3条の事業に関し意見を述べるができる。

(会 議)

第7条 期成会の会議は、書面により実施する。ただし、会長は、招集の必要があると認めるときは、対面による会議を行う。

- 2 会長は、必要に応じて、その他の媒体を利用した会議を行うことができる。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(専門部会等)

第8条 期成会は、特定の事項について、専門部会および協議会（以下、「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の組織および運営については、会長が定める。

(経 費)

第9条 期成会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもってこれに充てる。

(会計監査)

第10条 会計の監査は、原本証明を付した原本の写しを送付することにより行うものとする。ただし、監事が必要と認める場合は、原本による監査を行う。

(事務局)

第11条 期成会の事務局は、会長に選任された会員の担当部署に置き、会長が必要な職員を委嘱する。

(会長への委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、期成会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年11月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年6月12日から施行する。